

# 予 算 要 求 資 料

令和 2 年度 3 月補正予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名 県社会福祉協議会運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部健康福祉政策課政策企画係 電話番号：058-272-1111 (内 2516)

E-mail： c11221@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 1,216 千円 (現計予算額：60,873 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	60,873	0	0	0	0	0	0	0	60,873
補 正 要求額	1,216	0	0	0	0	0	0	0	1,216
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内における地域福祉推進を図るため、県社会福祉協議会(※)の運営基盤強化に必要な人件費、事業費等の経費を助成する。

※県社会福祉協議会は、社会福祉法第 110 条により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると定義された社会福祉法人。

### (2) 事業内容

ア 県社会福祉協議会運営費補助金

○運営費 (事業費・維持管理費)

・事業費 (岐阜県小規模型保育連絡会助成金[間接補助]、岐阜県母子寡婦福祉連合会助成金[間接補助])

・維持管理費(福祉・農業会館使用料) 1,005 千円(補正要求額：160 千円)  
845 千円→1,005 千円

○人件費 (福祉活動指導員人件費・県関与人件費)

・福祉活動指導員人件費 36,887 千円 (補正要求額：1,180 千円)

35,707 千円→36,887 千円

コロナの影響下における市町村社協への支援・指導を強化するため、市町村社協での現場経験のある中堅職員を令和2年度新たに採用し、指導員として配置したことによる異動に伴う増額。

- ・ 県関与人件費 23,617 千円（補正要求額：16 千円）  
支払額の確定に伴う増額 23,601 千円→23,617 千円

イ 県社会福祉大会等運営費補助金

- ・ 県老人クラブ大会
- ・ 県身体障害者福祉大会 0 円（補正要求額：△140 千円）  
大会中止に伴う減額 140 千円→0 円

（3）県負担・補助率の考え方

県社協は社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした法人であり、また、公益性の高い事業・活動が中心であるため財政基盤は強固とは言えず、県社協が地域福祉の向上を図るためには、安定した運営を維持することが必要であり、県の財政支援が必要。

（4）類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

（1）県社会福祉協議会運営費補助金

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	60,504	福祉活動指導員人件費、県関与人件費
運営費	1,445	事業費、使用料
合計	61,949	

（2）県社会福祉大会等運営費補助金

事業内容	金額	事業内容の詳細
運営費	140	県老人クラブ大会
合計	140	

**決定額の考え方**

--

# 事業評価調書

新規要求事業  
 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

県内における地域福祉の指導的役割を担っている県社会福祉協議会の運営基盤強化を支援することで、地域福祉を推進するための安定した体制を整える。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

本事業は、運営基盤の強化を支援するものであるが、県社会福祉協議会の行う事業は多岐にわたることから、成果を直接的に測ることができる指標がない。

### (前年度の取組)

県社会福祉協議会の運営基盤強化を図るため、県は昭和 41 年から助成を行っている。

県社会福祉協議会では、平成 29 年度以降 5 年間の自らの役割と取り組む事業及び目標を示した第 5 次WINCプランに基づき、以下を令和元年度の重点事業として実施している。

- ・生活困窮者等への総合相談・支援体制の充実
- ・暮らしのセーフティネットの充実・強化を通じた社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進
- ・児童養護施設退所者等やひとり親家庭の経済的自立の支援
- ・小地域福祉活動の推進
- ・ボランティア・市民活動の振興
- ・生活福祉資金による低所得所・生活困窮者等への生活支援
- ・福祉サービス利用への支援

- ・ 成年後見制度の利用促進・法定後見事業の推進
- ・ 市町村社協との減災・被災者支援活動の体制づくり
- ・ 災害時における要支援者支援活動の推進
- ・ 福祉人材の確保・定着対策の推進
- ・ 福祉サービス事業従事者の資質向上
- ・ 社会福祉事業の経営支援
- ・ 苦情解決事業の充実
- ・ 社会福祉法人の連携による公益的取組の推進
- ・ 関係機関・団体との連携推進
- ・ 情報収集・課題共有・情報発信機能の強化

**(前年度の成果)**

第5次WINCプランに基づき、従来から実施している事業及び組織運営のさらなる充実・強化に加えて、改正社会福祉法に即した組織運営やガバナンス強化等に努めている。

また、平成30年7月豪雨災害における被災者支援活動の検証結果を踏まえ、県内の災害発生に備え、災害救助活動用品等を一括管理するとともに、市町村社協災害ボランティアセンターの現地支援や物資調達、関係機関との連絡調整等の業務を一元化するため、事務局組織の見直しを行うとともに、職員の資質向上のための職場内研修等の実施により事務局機能の強化に努めており、有事の際の活動に活かされると考えられる。

**2 事業の評価と課題**

**(事業の評価)**

<p>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>県社会福祉協議会の行う事業に対する支援については、県長期構想及び県地域福祉支援計画の中に位置づけられている。高齢化の進行などにより地域福祉の重要性が高まる中、県社会福祉協議会には、地域福祉を推進する広域の協議会組織としての指導的役割が期待されている。</p>
<p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>県社会福祉協議会の実施する事業は、市町村社協との連携強化、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動促進事業など多岐にわたっており、福祉サービスへの期待が大</p>

	きい現在にあって、その充実に大きく寄与している。
<p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）  ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
（評価）  ○	最低限の人員配置、拠点施設の使用等に必要な資金を補助しているものである。

（今後の課題）

--

（次年度の方向性）

<p>新型コロナウイルス感染症が日常生活や経済に大きな影響を及ぼす中、県内の地域福祉における県社会福祉協議会の果たす役割は大きくなっている。地域の福祉ニーズの高まりに対応できるよう、今後も引き続き支援していく。</p>
---

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	